

ふれあふ福祉コーナー

尊い命、みんなを守りたい！

平成10年から13年連続で年間の自殺者が3万人を超え、深刻な社会問題となつています。

自殺の原因としては、「健康問題」「経済・生活問題」「家庭問題」と続いています。「健康問題」のうち、うつ病などの精神障がい

●心理的に追い込まれています

自殺は個人の意思や選択結果と思われがちですが、失業、多重債務、過重労働、病苦、介護疲れなどさまざまな要因が複雑に関係して、心理的に追い込まれた末の死と言えます。

●防ぐことができます

自殺は社会の努力で避けることができる死であると認識されつつあります。失業、多重債務などの社会的

要因は、制度・慣行の見直しや相談・支援体制の整備によって自殺を防ぐことができます。健康問題などは、専門家への相談やうつ病などの精神疾患への適切な治療などにより、自殺を防ぐことができます。

●悩みを気軽に話そう

死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で揺れ動いており、不眠や原因不明の体調不良など自殺の危険を示すサインを発しています。身近な人がサインに気づき、自殺予防につなげていくことが大切です。

●偏見をなくしましょう

悩みを抱えたときに、精神科などの医療機関の受診や相談機関の利用が気軽にできるように、社会全体で

自殺や精神疾患に対する偏見をなくしましょう。

周囲の支え4つのポイント

気づき：発言や行動、体調の変化などの変化に気づき、「眠れていない？」など声をかけてみましょう。
傾聴：悩みを話してくれたら、耳を傾け、本人の気持ちを尊重し、否定せずに受けとめましょう。
つなぎ：早めに専門家への相談につながることで、具体的な解決の方法が見つかるかもしれません。
見守り：あせらずに、温かく寄り添いながら見守りましょう。

間障がいの福祉課 ☎453、埼玉いのちの電話 ☎048・645・4343



インターネット通販

【事例1】インターネットの通販サイトで洋服を注文した。届いた商品はイメージと違っていたが、キャンセルできないと言われた。

【事例2】インターネットで中国語の教材を注文した。届いた本を読んだら自分のレベルと違うものだったので返品したい。

インターネットで商品などを注文した場合は、特定商取引法の通信販売に関する規定が適用されます。通信販売で商品を契約した場合は、返品特約がない限り、原則として、商品到着日から起算して8日以内であれば申し込みの撤回や契約の解除ができます。クーリング・オフとは異なり、返品に要する費用は消費者が負担します。「返品はできません」などの返品

特約があるときは、インターネット通販の場合は広告画面だけでなく最終申込画面にも表示が必要とされています。返品特約の表示が広告画面だけにしかなく、最終申込画面になければ申し込みの撤回や契約の解除はできません。

なお、商品は事業者と消費者双方が原状回復義務を負います。消費者の行為や過失で商品を傷つけた場合、解除権は消滅し、返品できなくなります。

【消費者へのアドバイス】

①通信販売は「イメージと違った」などということがよくあります。事前に返品特約に目を通し、わからない場合は事業者を確認しましょう。

②注文した商品の情報や注文画面を印刷しておき、代金振り込みの控えなども保存しましょう。商品が注文したものとは違っていたり、不良品だったときに、交換や返品を依頼する場面に役立ちます。

③最終申し込み画面がなく、間違っていると注文してしまった場合は、注文を無効にできません。

④お金だけ支払って商品が届かない場合もありますので、前払いのときは注意が必要です。支払方法が前払い、カード支払い、代金引換など複数用意されているショップを選びましょう。

⑤商工観光課 ☎336、県消費生活支援センター春日部 ☎048・734・0999



法律相談

法律上の諸問題※2日前の毎週水曜日午前9時から電話予約

☎毎週金曜日(祝日を除く)午後1時20分～4時

場 市民相談室

定 8人(事前予約制)

広聴広報課 ☎373

くらしの相談

日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談

3月は休み

広聴広報課 ☎373

多重債務相談

借金やクレジット問題についての相談(弁護士が相談)

☎3月8日(木)・22日(木)午後1時20分～4時20分

場 市民相談室

定 6人(事前予約制)

商工観光課 ☎336

3月 各種無料相談

☎996-2111

★法律相談の予約方法は、☎電話のみとなります。

行政書士相談

官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続・金銭貸借・外国人市民相談などについての相談

☎3月19日(月)午後1時～4時

場 市民相談室

広聴広報課 ☎373

税理士相談

相続税など税金全般についての相談

☎3月5日(月)午後1時～4時

場 市民相談室

広聴広報課 ☎373

女性相談

女性が抱えるさまざまな悩み(DV・セクハラ・人間関係など)についての相談(女性相談員が相談)

☎毎週水曜日(祝日を除く)午前10時～午後4時

場 市役所駅前出張所内相談室

定 5人(事前予約制)

人権・男女共同参画課 ☎811

こころの健康相談

不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が相談)

☎3月5日(月)午後1時～2時30分

場 保健センター

定 2人(事前予約制)

健康増進課 ☎995-3381～3

内職相談

内職の求人、求職のあつせんについての相談

☎毎週火曜日(祝日を除く)午前10時～正午 午後1時～3時30分

場 市民相談室

商工観光課 ☎336

消費生活相談

悪質商法などのトラブルや消費生活全般についての相談

☎毎週月～金曜日(祝日を除く)午前10時～正午 午後1時～4時

場 消費生活相談室

商工観光課 ☎336

人権相談

プライバシーの侵害など基本的人権についての相談(人権擁護委員が相談)

☎3月8日(木)午後1時～4時

場 第3会議室

人権・男女共同参画課 ☎811

若年者就職相談

若年者(40歳未満、学生・生徒可)の就職、転職、技能能力などについての相談(キャリアカウンセラーが相談)

☎3月4日(日)・18日(日)午前10時～午後4時

場 勤労青少年ホームゆまにて

定 5人(事前予約制)

ゆまにて ☎996-0123

心配ごと相談

日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談

☎3月7日(水)・21日(水)午後1時～4時(電話相談可)

場 身体障害者福祉センターやすらぎ

社会福祉協議会 ☎998-7616

教育相談

児童・生徒の言動や教育についての相談

☎毎週月～金曜日(祝日を除く)午前9時30分～午後4時

場 教育相談所

教育相談所 ☎995-0077

家庭児童相談

子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談

☎毎週月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時

場 家庭児童相談室

子育て支援課 ☎472

子育て相談

子育ての不安や悩みごとについての相談(子育てアドバイザーが相談)

☎3月22日(木)午前10時～午後1時

場 だいら児童館わんぱる

定 6人(事前予約制)

わんぱる ☎999-0321

子育て電話相談

子育てや保育に関して、不安や悩みごとを電話で相談(保育士が相談)

☎毎週月～金曜日(祝日を除く)午前10時～午後3時

場 中央保育所 ☎998-7711

休日・夜間納税相談

市税・国民健康保険税の納付についての相談

☎3月4日(日)午前9時～午後4時 毎週木曜日(祝日を除く)午後5時15分～7時

場 納税課

納税課 ☎330

不動産相談

マンションおよび不動産取引全般についての相談

☎3月13日(火)午後1時～4時

場 市役所駅前出張所内相談室

広聴広報課 ☎373